

重要事項説明書

1. 運営規定の概要

(1) 目的

要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定を受けられた利用者の方々に訪問リハビリテーション計画(介護予防リハビリテーション計画)を立て実施し、心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

(2) 方針

訪問リハビリテーション計画(介護予防リハビリテーション計画)に基づいて理学療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の方々の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限り自宅で生活を営めるよう支援します。

更に、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス提供者、福祉サービス提供者及び関係市町と綿密な連携を図りサービスの提供に努めます。

(3) 利用料、その他費用

下記の利用料合計です。

【訪問リハビリテーション】

基本料金	308 単位/20 分
------	-------------

※40 分の場合は 308 単位/20 分×2=616 単位

その他費用(要件を満たす場合、上記の基本部分へ以下の料金が加算されます)

短期集中リハビリテーション実施加算 (退院から3か月以内)	200 単位/日
-------------------------------	----------

サービス提供体制強化加算(1)	6 単位/回
-----------------	--------

【介護予防訪問リハビリテーション】

基本料金	298 単位/20 分
------	-------------

※40 分の場合は 298 単位/20 分×2=596 単位

その他費用(要件を満たす場合、上記の基本部分へ以下の料金が加算されます)

短期集中リハビリテーション実施加算 (退院から3か月以内)	200 単位/日
-------------------------------	----------

事業所評価加算	120 単位/月
---------	----------

サービス提供体制強化加算(1)	6 単位/回
-----------------	--------

(4) 実施区域

庄原市東城町全域(旧比婆郡東城町)とする。

(5) 営業日及び営業時間

① 毎週月曜日から金曜日とする。ただし、国民の休日及び8月13日から15日並びに12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間は、午前8時から午後5時まで

2. 従業者の員数と職務

管理者	1名	(常勤)従業者の管理・指導を行います。
医師	1名	(常勤)管理者と兼務します。利用者の病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的対応を行います。
理学療法士	2名	(常勤)医師と共同してリハビリテーション計画書を作成し、リハビリテーションならびに送迎、居宅内介助を行います。

3. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。
- (2) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が発生した際には、医療法人社団増原会東城病院の業務改善委員会において、その原因を解明し再発防止に努めます。

4. 苦情処理の対応

- (1) 利用者及び家族の方で、苦情等がある場合は、管理者またはリハビリ担当者に申し出ください。備え付けのご意見箱に投函されてもかまいません。
- (2) その場で解決できるものは、即刻、解決実行します。その場で解決困難な場合は、業務改善委員会で検討し、解決実行します。
- (3) 業務改善委員会でも、解決困難な場合は、関係官庁等に相談のうえ解決を図ります。
- (4) 苦情等については、その都度記録しその経緯を明白にします。

※サービスへの相談や苦情の受付窓口

【事業所の窓口】	【市(保険者)の窓口】	【公的団体の窓口】
東城病院 事務長 藤田伸史 広島県庄原市東城町川東 1463 番地 1 電話 08477-2-2150(代表) 受付時間 平日 8:00~17:00 土 8:00~12:00(日祝は休み)	庄原市役所 高齢者福祉課 広島県庄原市中本町 1 丁目 10-1 電話 0824-73-1167(直通) 受付時間 平日 8:15~17:15 (土日祝は休み)	広島県国民健康保険団体連合会 広島市中区東白鳥町 19 番地 49 号 電話番号 082-554-0783 受付時間 平日 8:30~17:15 (土日祝は休み)

5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・ 虐待の未然防止
- ・ 早期発見
- ・ 迅速かつ適切な対応
- ・ 防止のための対策を検討する委員会の設置
- ・ 防止のための指針の整備
- ・ 従業者に対する研修の実施

6. 衛生管理

感染症が発生し、又はまん延防止のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- ・ 感染の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置
- ・ 予防及びまん延防止のための指針の整備
- ・ 予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

7. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

8. 業務継続計画(BCP)の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じるものとします。

9. テレビ電話装置等を活用したリハビリテーション会議の開催

利用者又はその家族の同意がある場合、個人情報の適切な取扱いに留意し、テレビ電話装置等(オンラインツール)を活用します。

医療法人社団増原会東城病院は、重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

《事業者》

庄原市東城町川東 1463 番地 1

医療法人 社団増原会

医療法人社団増原会東城病院

管理者 院長 増 原 章

《説明者》

リハビリテーション科

理学療法士 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

《利用者》

住 所 _____

氏 名 _____

《代理人(選任した場合)》

住 所 _____

氏 名 _____